

天津市政府と進出日系企業との意見交換会 議事録

1. 日時：2024 年 12 月 17 日（火）14:00～16:30
2. 会場：天津市商務局 4 階報告庁
3. 主催：天津日本人会、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所、天津市商務局
4. 言語：日中逐次通訳
5. 次第：
 - ・挨拶
 - ・日系企業が直面する問題についての回答（天津市各政府部門）
 - ・総括
6. 議事録

（天津市商務局 劉副局長）

尊敬する松宮会長、ご参加の皆様ようこそ天津へ。このたび皆さんにお越しいただきました目的は、天津市の対外開放の取り組み強化、または天津市のビジネス環境の改善にあります。

また、天津で事業展開をされている日系企業の皆さまと連携を強化することもございます。企業の皆さまからの建議をもとに課題に対する解決策を探りたいと思います。これは天津市の経済・社会の質の高い発展にもつながるものだと思っております。本日の会議のために、日本貿易振興機構北京事務所ならびに天津日本人会の皆さまに入念にご準備いただきましたことに、心から御礼申し上げます。また本日、天津市側の各行政部門の皆さんも集まっていますので、皆さん天津商務局の仕事に対して、平素よりサポートいただいていますことに感謝を申し上げます。

まず始めに、日本貿易振興機構北京事務所の山本副所長より、日本側の参加者の皆さまの紹介をお願いしたいと思います。

（JETRO 北京 山本次長）

ただいまご紹介にあずかりました、JETRO 北京事務所の山本でございます。

最初に、本日参加予定でありました所長の小野寺が急遽、体調不良のため参加できなくなりましたこととお詫び申し上げます。

私のより本日参加している日本企業の皆さまをご紹介させていただきます。

（参加者リストに基づき当日の参加いただいた 10 社 11 名を紹介。）

（天津市商務局 劉副局長）

私から天津市側の出席者を紹介します。天津市商務局外資管理处処長の陳さん。天津市管理局の王さん。天津市開発テクノロジーの金融担当の銭さん。天津市社会保障局の鐘健さん。天津市生態管理局の張さん。住宅建設委員会プロジェクト担当の張さん。天津市文化観光局国際交流担当の趙さん。天津市応急局調査員の楊海宝さん。天津市外事弁公室アジア処の李亮さん。天津市出入国管理局の王海軍さん。天津市海関税関税務局の玄処長。天津市税務局第一税務分局の李科長。税務監査局、姜科長。人民銀行天津支店副処長、王貴鵬さん。人民銀行天津支店の李萌さん。天津金融当局の牟さん。天津滨海新区ビジネス促進局、あるいはビジネス誘致局、弁公室主任の吉興華さん。国際空港です、天津空港支局副総経理の張さん。

事前にご提出頂きました課題に限らず、本日、このように現場で実務をご担当されているみなさんに参加いただきました。

集められた建議あるいはアドバイスというのは、代表的なものだと思っております、私も天津市の管理局が真剣に検討させていただきました。時間節約のことを考えまして、私の方から、事前集められた課題あるいは問題点を読み上げた後に、担当する天津市の

関係者より回答をしてまいります。

最初の建議になりますが、天津市との協力強化する、または天津市におけるスタートアップ企業の情報の問題です。特に天津で立ち上げられました天開ハイテク産業パークについてです。それにあたってスタートアップ企業の情報、企業からどのようなニーズがあるか知りたいということです。

天津市科技局の方に回答をお願いしたいと思います。

(天津市科技局)

このような会議に参加できてたいへん嬉しく思います。では天開園についてご回答させていただきます。この天開園ですが 2023 年の 5 月 18 日にオープンしました。これまでのところ、約 1 年半の時間が経っております。現在、入居している企業はほとんどスタートアップ企業であります。すなわち 2023 年 5 月 18 日以降に企業登記をした企業であります。我々は、これらの企業に問い合わせをしたところ、そのうちの 6 社の企業が日本とのビジネスを望んでいると、日本でのチャンネルを求めているという意欲がわかりました。

6 社はほぼテクノロジーカンパニーであり、各社ご紹介させていただきます。

1 社目は安適鋭天津という会社であります。養老のスマートデバイス、ハードウェアの開発に特化した会社であります。この企業は技術の力で養老サービスの顕在化に役に立ちたいというふうに思っております。彼たちの希望としては、ぜひ日本の市場での自社製品の開拓を行いたいと言っています。また日本一のフォーラム、セミナーなど、さまざまな場を利用して、自分のブランドないし商品の露出を増やしたいです。

2 社目は三兄弟トラックという会社であります。この会社は、中国のトラックのコストサービス市場に特化した会社であります。具体的に言いますと、例えばロードサービスのこと、さらにはメンテナンス、として、現地に出向きさまざまなサービスを提供することができます。実はこの会社の中国での市場シェアが 85%に達してしまっていて、とりわけロードサービス、初動体制をとるためにはわずか 3 分間しかかからないというのを売りにしています。非常に中国のこの分野の代表制のある会社でありますので、このプラットフォームを日本にまで広げたいと希望しています。

3 社目は瑪斯特ライトテクノロジーカンパニーという会社でありまして、車の軽量化のイノベーションの研究開発に特化した会社であります。車の軽量化に関してのワンストップ型のソリューションを提供することができます。彼たちの希望として持っているのは、1 つはモデルの開発プラットフォームに関して、日本企業との連携を模索していること。もう 1 つは、車のライト化、軽量化のためのソフトウェアに関して、日本との連携を望んでおります。

4 社目は永続新材料開発会社であります。ナノレベルのセルロースの開発をしております。その主な用途は遠隔の、野菜の鮮度保持技術に使われる材料であります。先ほど遠隔と申し上げましたが、遠距離の輸送ということになります。具体的に言いますと、彼たちが開発した新素材は非常に特徴がありまして、とりわけ野菜、青果類の遠距離の輸送に向いております。この新素材を利用すれば、鮮度保持期間が従来の 2 倍、3 倍に高まります。日本企業に代理販売、もしくはテスト販売のお手伝いをお願いしたいと言っています。

5 社目は厦門大型テクノロジー情報カンパニーであります。具体的に言いますと、産業用のモノのインターネット (IoT) に特化した会社でありまして、例えば、工場の故障予測管理、さらにはスマートコントロール、そしてエネルギーの管理システム提供が可能です。日本の市場に関して、この会社は地元のパートナーを見つけ出して、少しでも構築していきたい。共同で彼たちの持っているチップないしはモジュールの開発または最適化をしていく用意があります。

6 社目は、天津市神光科技発展有限公司だと思えます。テクノロジーカンパニーであります。親会社としては神光グループというのがありまして、その親会社が 2024 年 9 月に天

津で作った子会社になります。親会社の神光光学グループですが、すでに人工で石油材料に関して、技術のある程度開発し、一定の産業能力を持っています。ぜひこの高純度の石油材料に関して、今まではいわゆる超純度になっていましたが、その課題を解決し、しかも日本でビジネス展開を視野に入れているということです。

（天津市商務局 劉副局長）

以上は1番目の建議に対する回答でした。次の建議ですが、中国人民銀行が毎年の経済の動向にあわせて、特別貸付資金制度が設けられております。この特別貸付資金制度というのが、企業様が、技術のテクノロジー、イノベーション、設備投資を促すようにあり、この貸付の上限が5000億人民元、利息が1.75%、期限が1年となっております。これは2024年4月から始まっておりまして、さきほど言った5000億人民元が、貸し付けが終わりましたら締め切りということですね。この制度に適應する銀行が、21の国内の金融機関に限られておりまして、外資銀行は入っておりません。日本側の建議としては、外資銀行をそこに入れてはどうかということです。それでは人民銀行よりご回答お願いします。

（人民銀行天津支店）

日本の経営者の皆さまにおかれましては、人民銀行に対して貴重なご意見ないしご提案をしてくださっていることに心から感謝いたします。ちなみに人民銀行の天津支店についてご紹介をさせていただきます。人民銀行はご承知のとおり中国の中央銀行でありまして、私共は天津にある支店であります。

まずご質問に答える前に、中国の金融行政のあり方についてご紹介をいたします。権限に関して、金融は完全に中央政府の中にあります。言い換えれば、金融に関する政策・制度ないしレギュレーション等はすべて中央政府であり、私どもが各地の支店としてそれを実施することを担当しております。

ご質問の科学技術企業向けの特別貸し出し制度に関して説明をいたします。ご存じのように中国の中央銀行が国民の主導のもとで金融行政を担っております。そして昨年、金融活動会議が開かれ、その中で5つの重要事業内容が説明されました。その一環として、技術企業をサポートするために、このような特別貸出制度を打ち出しました。

そして皆さんのおっしゃっているのも事実でありまして、そもそもこのような貸出制度は、今年の4月からスタートしたものであります。そして現在対象となる銀行として、外資系は含まれておらず、あくまで全国で事業展開する21の中国の大手銀行に限定されています。

先ほどの繰り返しになりますが、この制度に関して、私ども天津支店がどうのこうの言うことはできませんけれども、皆さんからのご意見、特にみなさんの外資系の日本のバンカーからのご意見を真摯に受け止めて、それを速やかに本部の方に報告するようにいたします。

そしてそれを受けて、本店の方から何か指示ないしあるいはイベントがあれば、すみやかに皆さんにお伝えしますし、またこれらに関して、さらなるよいアドバイスや提案があれば、ぜひ忌憚なく我々にお教えいただければと思います。適宜に本店の方にお伝えいたします。以上です。

（天津市商務局 劉副局長）

次に3番目の建議です。税関の商品、HSコードの種類が多すぎて、企業様の方ではそれをうまく取り扱えなくて、そこで行政処罰を受けることがありまして、そこでEPA契約国の裁定制度を生かせるかどうかについての発言でございます。

また政策の説明会などのかたちで、企業に対して指導を強化してほしい、または実行のス

タンダード、基準というものを統一できないかという建議でございまして、これにより責任者の交代、または異なった港の間における実行にあたっての認識の相違を、避けることができるのではないかという話でありました。
天津市税関の方をお願いしたいと思います。

(天津市税関)

みなさん、こんにちは。このようなラウンドテーブルに参加できますことを大変光栄に思います。では私から回答いたします。

全国の税関は、貿易の円滑化、そしてビジネス環境の改善のために、実は2018年の2月より、いわゆる事前教示制度に関する暫定規則を打ち出しまして、それを実施するようになっております。事前教示の内容としては、たとえば分類、さらには価格、そして原産国などが含まれます。

実際に輸出入ビジネスに携わり、しかも税関の方に届出をした企業であれば、費用を納めることなく、このような事前教示を受けることができます。

企業としては、わざわざ税関に行く必要はなく、オンラインのかたちで申請をし、そして税関からの解答、教示をオンラインで行われます。具体的に言いますと、電子通商部というウェブサイト、さらにはインターネット+税関というのがありまして、それを利用して申請をしていただければと思います。税関はその申請を受けつけた後に、教示に関する決定書を下します。その決定書に基づいて、企業は今度、輸出入の申告をしなければなりません。

そしてこのような事前教示の決定有効期間は3年間とされています。

実は今年の5月から、税関はこういった期間、有効期間をさらに延長するようにしました。

具体的に言いますと、申請される事務の内容、商品、さらには具体的な事項の変更がなければ、もともとこのような事前教示を受けた申請者は、その有効期間が満了する前の30日～90日間の間に、税関に対して求めることができます。

このような申請を受け付けた税関は、30日以内に新たな事前教示決定書を下します。その友好期間は、同様に3年間となります。

実は天津税関としては2018年以降、この事前教示制度に関して、かなりの力を入れて普及啓蒙活動に取り組みました。例えば中国の法制日報、天津日報、中国新聞網というサイトを利用して、複数回このような紹介をいたしております。

そして天津市に立地している日系企業の方も、複数社が現在このような事前教示制度を活用されています。

たとえば一例ですが、ある日系企業は、新しい生産ラインのために、部品を作るための設備をオーダーメイドのかたちで発注しております。その申請を受け付けた後に、天津税関は30点の分類に関する事前教示を行っております。その設備総額は、2億人民元に達します。

天津に進出している10社ぐらいの企業のために、天津税関は分類をはじめとする事前教示を行っております。具体的な商品として、食品、原料、機械、さらには包装などがあります。

もしも企業の方に、事前教示に関するご要望、ニーズがあるのであれば、オンラインのかたちでこのような申請をすればいいと思います。また、天津税関のホットライン、12360、さらには天津税関のWeChat公式アカウントがありますので、その活用も可能です。

12360というホットラインにお電話をおかけいただければ、担当者の方からこの事前教示制度について、詳細に説明することができます。もちろん、直接自分がかかっている税関の事務所等に出向いていただいて、窓口にお問い合わせいただいてもかまいません。

以上です。ありがとうございます。

（天津市商務局 劉副局長）

次は4番目の建議です。中国は今、定年退職の年齢が延ばされたことによって、一部の企業においては従業員の年齢層構成がアンバランスな現象が起きております。特に40歳から60歳の中高年の従業員の比率が高いと言われている。

中高年齢層の比例が高い問題にあたって、何らかの制度名あるいは管理方法などで、人材の活躍度または成長のチャンスを増やしていけるかっていう建議がありました。例えば、中高年の方々の転職のためのマーケットをつくること。または企業に対して政府から、若者または中高年層の人材の雇用のための財政的な手当て、補助金みたいなものの提供ができるのかというのが、考えられるのではないかと思います。

また、政府から、企業の経営の持続性の実現のための合理的なもの、雇用条件の改善に対するサポートができるのではないかとというような措置に対する情報がありましたけれども、回答を天津市の社会保障局からお願いします。

（天津市人事と社会保障局）

今回のラウンドテーブルに参加できてたいへん光栄に存じます。皆さんからの建議を受け付けまして、人事と社会保障局は非常に重視し、その内容に関して今回、私を含めて4人の者を派遣して、会議に参加させていただきました。

ではご質問の内容に合わせて、参加者から順次に、お答えをさせていただきます。

まずは中高年向けの転職市場の整備に関して、楊からお答えいたします。

こんにちは。私どもが担当しているこのリクルート、採用のマーケットに関しては、公共人材サービス市場を現在つくっております。

たとえば、就職したいものであれば、このようなウェブサイトを利用して、自分の要望を満たすことができます。

実は、企業になかなか就職できない方々を採用していただくために、我々はしかるべき政策を用意しております。具体的に言いますと就職が困難である人々、女性は40歳以上、男性は50歳以上の人に対して、企業がそういう人を採用しますと、企業に対し政府の方から補助金が支給されます。

もう1つ建議事項の中に、いわゆる若者を採用したときの、政府からの支援策についてあったと思います。これに関しては、私どもが零細企業に対して、小規模零細企業に対して、もしも大卒者を採用した場合、社会保障費とポスト補助金を支給しています。以上です。

そして2点目、もしも中高年の人材を採用したときの支援策について、蘆からお答えします。

皆さん、こんにちは。まず自分が所属しているセクション、人材開発処について紹介させていただきます。人材の誘致、そしてそのサービスに携わっております。

例えば企業が一般社員を採用するときに、どのような支援策があるのか、先ほど楊のほうから説明がありました。

実は人材の採用に関して、今のところ特に支援策は用意されていません。

ただし、日系企業のために例えば人材の誘致するためのイベントを実施しています。

具体的に言いますと毎年のように、オンライン、オフラインのかたちで人材を誘致するための内容豊かなイベントを開催しています。

中国では双一流大学というものがあまして、そのようなトップレベルの大学においての、大卒者の採用説明会があります。

もう一つは天津、北京、河北省、渤海地域における人材交流商談会。

さらには海河、天津の川であります、その優秀人材の採用のための専門イベントを開催しています。

もしも採用のニーズがある企業であれば、そのイベントへの申し込み、参加に関してサポートしています。

こういう施策によって、企業のさまざまな人材の誘致のお手伝いをさせていただいています。

次の皆さんの建議事項であります、企業の雇用条件の見直し、さらには早期退職の実現に向けた支援策、これに関しては養老保険処の鄭からお答えいたします。

みなさん、こんにちは。実は企業の従業員の定年退職ないし養老保険に関しては、国が一方的に制度を作っていますので、地方レベルでは早期退職に関する規定を作ることはできません。

例えば中国には社会保障法があります。そして中国の国民の弁公庁が全国の従業員に関する基本的な養老保険制度の全国統一的な賦課に関する通知などがあります。

このような法律ないし政令は、いずれも企業の従業員の年金保険に関しては国が制度をつくり、そして全国で賦課を行うということを決めています。

企業の従業員が定年退職をするためには、2つの条件を満たさなければいけません。1つは法律で定められた定年年齢を過ぎること。もう1つは、年金保険の納付年数を累積で15年以上納付していなければなりません。

早期退職に関しては、1978年、国が104項という文書を出してしまして、その中で早期退職に関する特別規定があります。その状況に合ってはじめて早期退職が可能になります。しかもこの特殊な状況というのは非常に厳格な規定がありまして、国が定めた特殊な職種、また特殊なポストについている人でなければなりません。

時間の関係でこの公文書を棒読みすることはやめます。もしも必要であれば、会議の後に関連の公文書を皆さんに提供することができます。

先ほど申し上げましたことをまとめて申し上げますと、企業では従業員に対して早期退職をさせるようなことはできません。そして、中国の制度上、地方レベルでこのような早期退職制度を個別につくことも認められていません。以上です。

最後に私の方から、職種転換さらには賃金の減給について説明をさせていただきます。

中国では労働契約法がありまして、企業がたとえば労働契約を変更する、さらには職種、ポストに関して変えられるというような規定をしています。

たとえば労働者が当該ポストに適応していないという場合ですと、その職種転換を行うことはできます。

ただ、企業と労働者の間で、法律・制度に則ってこのような労働関係を適切に解決しなければなりません。

年齢の理由で配置転換をし、その労働者の給料を減給することは許されません。以上です。

（天津市商務局 劉副局長）

5番目の建議になりますが、天津市の税務当局がランダムに企業様に対して過去3年間の納税、未納の部分に対して自主的に社内調査が求められており、もし未納の部分がありましたら2週間以内に追加納税をなさいと言われておりまして、その準備時間があまりにも短くて、しかも口頭で追加納税をしないと、今後税務当局からの立ち入り調査を受けるというようなことを言われており、このように言われると、企業は負担に感じており、ぜひとも天津側に他の外国のやり方を参考にされて、税務調査の負担を軽減していただきたいという建議でした。

あわせて6番目の建議も申し上げます。2023年に上海市税務局が、税收事前協議政策を実施いたしました。北京市からも税收の事前協議制度の政策を出されています。

そこで日系企業の皆様からは、天津市側もぜひこのような、上海や北京のやっていることを見習って、税收に関する事前協議制度をお願いしたい、という建議でありました。

5 番目、6 番目の建議に対して、天津市の税務局にお願いしたいと思います。

(天津市税務局)

みなさん、こんにちは。私は税務局の査察局から来た者であります。まず 5 番目のお答えをさせていただいた後に、6 番目に関しては第一税務局の納税服務課の同僚からお答えさせていただきます。

今日の参加の顔ぶれを見させていただきました。確かにご在籍の日系企業が、本年私どもがランダムにリストアップした査察対象企業に入っています。

皆さんはこういう査察事業を非常に注目していることもよくわかります。

実はこのランダムに査察を行うことは、中国の税務総局の関連規定に基づきまして、天津市の税務局が年次計画を作り、具体的なアクションプランを作ったうえで実施をしております。

実はこの抜き取り調査であります、2つのフェーズがあります。1つは、自主的な検査。そのうえで、当局の査察を受けることになります。

このような自主的な検査であります、やはり先ほど紹介しましたプランにのっとり行われるものであります。もしも自主的な検査しても、まだまだリスクを十分に排除できないと判断されれば、場合によって具体的に当局の査察が行われる恐れもあります。

実はすでに天津市の各査察担当の部署に通知を出しています。1つはこの自主的な検査に関して、きちんと指導すること。もう1つは、査察プランの定められた期間内を上限にして、なるべく自主的な検査のために時間的なゆとりが与えられるようにしてくださいと指示をしています。

実は来年のこのような査察に関しても、皆さんの建議をふまえたかたちで、なるべく自主的な検査の期間を長めにとるように考えております。

以上が1番目の解答になります。それでは6番目について同僚の者からお答えいたします。

この税収事前裁定というのは、世の中において非常に進んでいる、税収のために、サービスを提供するためのやり方であります。

現在中国全土においては、北京、上海、深圳、安徽省など、いくつかの地域で、この事前裁定に関する試験的運用の規則を出しています。

ただし各地の試験的運用の通知を見ていると、事前裁定の対象、範囲、プロセスなどは若干異なっております。

今年、税務総局は各省に対して、本件に関しては積極的にさまざまなケースを積み上げたうえで、具体的なやり方、制度をつくるように指示を出しています。

そのような税務総局の指示に従いまして、関連の各部署に通知を出しています。各関係機関が企業の要望をきちんと吸い上げて、そしてどのようなケースがあるのか、集めるようにしています。

実は中国の税務総局の計画ですと、2025 年度に、税収事前裁定に関する全国版制度をつくらうとしています。それがつくられたあかつきには、この制度に則って運用を開始します。

以上です。ありがとうございます。

(天津市商務局 劉副局長)

7 番目の建議です。これは中国の金融機関、中国人民銀行や、金融管理担当金融総局が銀行に対して、お客様のデータの健全化または経営のデータの正確性の確保などを求めている。

銀行側は当局からスピーディーに、または定期的にも、事業経営の情報に関するデータを報告しなさいと言われており、例えば金融統計データの自動化の申告システム、または

1104 での申告表の提出、または管理監督データの、EAST といわれる報告書など、提出が求められています。

そして違う部門から、政府の行政部門から、頻繁にこの通知書を受けていますし、事情聴取も受けております。更に不定期的に報告書のデータの提出も求められています。

そして、こうした求めがしきりに行われていますので、関係部門からも、日系企業から、情報収集の基準というものを明確にしてほしい。特に違う部門が同じ情報を求めている場合があり、そうした場合は行政部門間の横の調整を行ったうえで、報告書を出す時間を、まず見積もった上で、報告書の締め切りをされてくださいという建議であります。

人民銀行天津支店または中国国家金融監督管理総局天津監督管理局よりのご回答をお願いします。

（人民銀行天津支店）

私の方からまずお答えして、その後に監督管理局の方から補足をしていただきます。7 番目の建議であります。統計事業の報告、時期に関してのご質問としていただいております。

実はこの、金融関連統計情報に関して申し上げますと、3 つの当局、人民銀行、金融監督総局、さらには外貨管理局が関与していると思います。この人民銀行と外貨管理局は、同じ場所で仕事をしておりますので、私の方から統一的にお答えをさせていただきます。

3 つの話を行います。まず 1 番目に、制度に求められる統計データの収集と報告です。みなさん、企業の経営者としてよくご存じかと思います。各国はいずれも経済社会に関する統計をしており、そして報告制度があります。日本は先進国として、この面での取り組みでは中国より優れているように認識されます。

中央銀行としては、人民銀行法さらに統計法という根拠法の内容にもとづいて、企業に対して金融関係の情報を集めること、統計を行うこと、これは通貨政策をよりよいものにして、金融リスクを下げるための取り組みの一環でやっています。

他方、金融機関としては、法律制度の要求にしたがいまして、適宜かつ正確にデータを報告する必要があります。

例えばご建議事項にあります、金融統計データ集中自動化報告システムないし、1104 の報告表、さらには EAST などの報告表が、いずれも法令によって各金融機関に義務づけられている報告内容になります。金融機関としては、このような法令を遵守する必要があります。

そして 2 点目、各関係部局ないし当局は頻繁に、通達ないしは面談を実施し、不定期的に報告やデータの提出を求めていることに関しては、人民銀行はこういう状況にきちんと気がついていて、すでに改善策を始めています。

この整理整頓の内容を申し上げます。金融機関に定期的に報告を義務付ける内容に関しては、きちんとした制度名の根拠がなければいけません。

そして既存の報告内容を、もしもすでにある種の内容が含まれているのであれば、各当局間の間でなるべく共有し、またはデータバインディングなどの手段を活用して、なるべく金融機関に過度の負担をしないようにすることが、今回の整理整頓の内容になります。

ここで皆さんにお願いがあります。例えば今回の建議事項の中に、複数部門から同じような情報を求められている、同じような項目になっているというようなご指摘がありますが、可能であれば、具体的にどの部門、そしてどのような項目の内容を企業の皆さんに求めているのか、それをお教えてください。それをいただいた後に改善し、または関係当局で、情報の共有をはかってまいりたいと思います。

そして、各当局間の情報共有に関して、2 つの取り組みをしようとしています。

1 つ目は人民銀行内部の各部署間、もしくは外貨管理局の内部の各部署間の情報共有をさらに進めていきます。

もう 1 つは各金融当局間の、横の情報共有になります。私の存じ上げているところ、天津

市ではすでに、金融当局間の調整メカニズムがつくられておりまして、その中の取り組みの1つは、情報の共有であります。

そして最後に申し上げることがあります。私の知っているところ、人民銀行の規定上、例えば金融機関が情報を提供する必要があるのであれば、通常は中国にある法人、すなわち本店の登録所在地が地元の当局に報告するのが義務でありまして、例えば、日系金融機関の天津支店の場合ですと、人民銀行あてに、特に情報の提供をする必要がありません。

以上が人民銀行からの発言になります。

（中国国家金融監督管理総局天津監督管理局）

皆さん、こんにちは。このラウンドテーブルに参加できてうれしく思います。本件につきまして、さきほど人民銀行の方からすでに明快な説明がありましたので、私は金融監督管理局の立場から少し補足をするだけです。

まず、金融管理当局として、金融機関からこのようなビジネス上のデータを収集することに関して、法的根拠があることを説明させてください。中国の金融機関の管理監督に関する法律がありまして、その第23条には、金融監督当局として金融機関の活動の状況、さらにはリスクの状況に関してノンフィールド、すなわち非現場的なやり方で情報を集める必要があるというふうに掲げています。

そして中華人民共和国商業銀行法の第61条にも、商業銀行は法令に従いまして、金融担当当局または人民銀行のほうに、自分の金融機関の関連の情報、具体的に言いますとB S、L P、さらには財務諸表などを報告する義務があると規定されています。

また、中華人民共和国外資系銀行管理条例第52条にも同様の規定があります。

2番目に申し上げたいのは、このような報告提出の頻度は大幅に改善されていることです。

今年の9月、私ども天津市の管理監督局は、外資系銀行に対して、この報告事項の最適化、縮減に関する通達を出しました。従来は82の事項に関して報告を求めていたものが、それが49項目、さらには外資系の天津支店に対しては、27件に減らしております。実は、国の金融管理監督総局も、そのことに気が付いています。すなわち、過度な報告業務が金融機関にとって負担になっていると。そこで例えばいらない報告内容も、期限が過ぎたりしても依然として報告することが求められている、そのような事項に関する整理整頓に乗り出し、しかも公文書のかたちで、現在通達を出しています。天津市の金融管理監督局は、現在、国からの公文書にのっとして、自分の管轄域内の報告内容に関してさらに見直し作業を進めています。

もう1つ、このような情報の提出基準も非常に明確になっています。例えば1104というフォーマットのレポートであります。金融管理監督総局は毎年このフォーマットのレビュー作業を行います。レビューが終わった後に新しくアップデートしたフォーマットに関して説明会を行い、具体的にどのように記入すべきなのか、どのような期限になっているのかを説明いたします。

そしてもう1つはE A S Tに関してであります。実は金融管理監督総局がつくる前の、銀行業管理監督委員会、その前進になりますが、2017年にこのような金融報告情報に関する基準化の規範を打ち出し、内外に出しております。その中で、具体的にどのようなフォーマットでどういうふうに報告すべきか、ということを明記しています。

このE A S T以外の、その他の報告事項に関しては先ほどご紹介いたしました、わが天津局から出した通知の中に、どういう事項について報告をすべきなのか、そして時期はいつごろまでなのか、さらにはどのような根拠法があって、どういう法令にもとづいているのか、どのような頻度で報告が行われるべきかについても、きちんと定めています。

4番目、複数の当局から同じような事項についての報告が求められていることに関してです。やはり、個別具体的に私どもにどういうことを求められているのかお教えいただければ、関連当局間とのあいだで、研究をして解決したいと思います。

以上です。ありがとうございます。

（天津市商務局 劉副局長）

8 番目の建議に入ります。天津市から日本に、天津市の観光のリソースに関する情報の発信を強化してほしいということでありまして、いま上海で行われている取り組みの 1 つはですね、日本語版のウェブサイトが立ち上がっておりまして、そこに外国人向けのサービス、あるいはさまざまな情報が掲載されており、それに倣って、天津市側も、日本人向けの観光のマニュアルの制作または資料の制作、サービスの提供はできないかという建議がありました。

いま言及したマニュアルに関して、そこには外国人が中国版のスマホにダウンロードする、インストールする、なかなかうまく使えない。そのアプリの使い方の案内がもしあれば、中国に入ってくる外国人、日本人も含めて、外国人の使いやすさにつながるということでありました。

この建議に関しては、天津市文化観光局にお願いしたいと思います。

（天津市文化観光局）

みなさんこんにちは。今日の交流のチャンスに恵まれましてたいへん光栄に思います。天津市の文化と旅游局は一貫して、海外向けに天津のイメージアップにつながるような、さまざまな普及、啓蒙、プロモーション活動を行ってきております。そして対外的に文化発信ないし観光面の情報発信のやり方等に関しても、検討してきました。

そうすることによって、中国と日本を結ぶための民間外交ないし、観光面からの友好前進のための役割を果たしたいと思います。

実は近年、日本の多くの都市との間で、文化・観光面をめぐりまして、さまざまな協力ないし交流活動を行ってきました。

例えば毎年のように、さまざまな言語からなる多くの宣伝グッズなどを用意して、特に日本、韓国に代表されるアジアの見本市、または交流イベントの時に配布をしております。そしてさまざまな題材からなる多くの言語のバージョンを有する、天津を宣伝するための動画、プロモーションビデオがあります。

さらには現在、短編動画が流行っていきまして、例えば天津との出会い、素晴らしい街角、海の美しさなどといったテーマでの短編動画を用意しています。

さらには字幕として、中国語、英語、そしてバックグラウンドミュージックをつけているものと、つけていないものなど、さまざまなバラエティーがあります。

これから日本市場を念頭に入れて、数多くの宣伝ビデオと動画を作成していく用意があります。

例えばこのような宣伝物ないし動画は、飛行機、さらには多くのインターネットサイトを利用して、公開することが考えられます。

これらをめぐりまして、ご在席のみなさんとさらに連携を進めてまいります。以上です。

（天津市商務局 劉副局長）

関連する話になりますが、来年に、天津市の副市長 2 名が日本訪問を予定しております。日本訪問前に、商務局が天津市文化観光局より、天津市の観光資源などを宣伝する資料を集めて、日本に持っていきます。そこで、日本の皆さんにお配りしたいと思います。

天津市商務局は、これからこうした観光資源を宣伝するための資料を収集して、天津市日本人会の松宮会長にもお渡しして、在天津日系企業の皆さんにもぜひ配布のご協力をお願いしたいと思いますし、また在日の企業の皆さんにも配布してまいります。

9 番目の建議に入ります。地下鉄 7 号線の話でございます。すでに昨年度から工事が開始

しておりまして、最初の予定では今年の9月に工事完了というものでありましたが、最初は12月に延期され、いまでは更に来年の6月に延期すると聞いているとのこと。イオンモールが地下鉄7号線の工事現場の近くにあり、その手前の道路に工事現場が一箇所あります。そこで工事現場の壁が前になっており、交通の便が不便になっており、結果しばしば交通渋滞を起こしておりまして、イオンモールへの交通アクセスが悪くなっています。その結果、お客様の数が前よりも減少して販売額も減少している状況です。そこでイオンモールから早期の地下鉄の開通と、交通条件の改善のために、いま設置されているバリアの一部の撤去または壁の一部の撤去をお願いできないかという建議でございます。こちらは天津市の住宅建設委員会に回答をお願いします。

(天津市住宅建設委員会)

皆さん、こんにちは。本日ここで天津の地下鉄の建設状況について意見交換できますことをたいへん嬉しく思います。

現在天津の地下鉄の整備は、大規模に行われているところです。

昨年12月、地下鉄11号線の東の区間が開通されました。そして今年、あと10日間ぐらいでしょうか。今年中には11号線の西区間の方も開通します。

現在天津市の中心部を走行する地下鉄として、工事が残っているのは4号線の北側区間、さらには7号線と8号線であります。

そのうちの4号線の北側区間と7号線はいずれも、2025年中に工事が完了し、開通する予定です。

具体的に申し上げますと、4号線の北側区間の小街という駅から、西駅までの区間は、来年の7月前後に開通する予定です。

そして7号線の南半分の区間は、来年の8月ごろに開通する予定です。

そして8号線の全線開通は、2026年の第一四半期になる見込みです。

もちろん、このような地下鉄の整備を大規模に進めていますが、その周辺の道路の復旧も非常に重要視していきまして、地下鉄の整備と同じようなレベルで、現在重要視されています。

もちろん皆さんご存じのように、地下鉄の線路は道路と並行して建設されていますので、地下鉄を建設するためには、どうしても一部の区間をブロックして、塀をつくったりして、地下鉄の建設ができるようにしています。平素、皆さんから非常にお力添えいただき、ご理解いただいていることに感謝申し上げます。

建議において具体的に話のあった工事現場について友誼南路の方に現在、駅を建設していきまして、工事が進められています。

現在すでに駅の本体工事は終わっていきまして、この囲まれた道路の周辺の工事を行っている最中でありまして。

今のところ、友誼南路を含めたこの辺の道路の復旧は、来年の5月を予定しています。

今回、建議をいただいた後に、7号線の具体的な施工業者とプロセスないし工事予定表について見直しをしてみました。

現在の計画ですと、工程表を見直しまして、来年の2月末ごろに、イオンモールが入っているこの部分の道路をまず復旧させ、それが邪魔にならないようにしていくことを考えています。

改めてイオンさんのお力添えに御礼申し上げます。ほかに地下鉄建設関連のご要望があれば、ぜひ改めてお教えてください。

(天津市商務局 劉副局長)

日本側の関係者はこれから別の用事があるということで時間厳守をお願いします。10番目の建議です、TEDAサッカー場は、毎年15回、国家チームの試合が行われていましたが、その周辺の業者に対して集客効果がありました。ただし来年は、別の場所に移すとう

かがっておりまして、ぜひとも移されてからも別のサッカー試合または野外コンサートの
ようなイベントの開催など、サッカー場の活用にもなりますし、周辺の業者にとっても、
集客効果にもつながると思いますので、お願いしたいということでありました。
濱海新区からお願いしたいと思います。

(天津濱海新区)

ありがとうございます。日系企業のみなさんは、スポーツ試合にも関心を寄せていること
に感謝いたします。このような建議をいただいた後に、天津市の濱海新区は非常に重視
し、濱海新区の体育局、さらには経済開発管理委員会の関係者を集めて検討しました。
現在、天津市の体育局に対してお願いをしているところです。
今いただいている回答ですと、2025 年、中国のサッカーのスーパーリーグに関しては、ま
だ具体的なスケジュール表は出ておりません。それが明らかになったうえで、天津市の体
育局は、天津のサッカークラブの皆さんと相談して、具体的にどこで試合をするのかを決
めていくことになります。
我々としてもこのTEDAスタジアムが、引き続き天津のサッカーチームの試合会場にな
ることを望んでおります。なぜかといいますと、試合がそこで行われることによって、多
くの人が訪れ、そして消費が行われ、結果的にその近くにあるイオンモールも影響するか
らであります。
実は来年に向けて、文化・観光・スポーツという意味では濱海新区ではさまざまな計画が
あります。例えば海に向かうロハスフェスティバルなどを開催いたします。
このようなイベントを開催することによって、より多くの人を集め、消費を喚起し、そし
てハイレベルの暮らしをみんなにエンjoyしていただきたいと思います。
来年必ずや、より多くの素晴らしいイベントが開催されることとなりますので、ぜひ皆さ
ん楽しみにしてください。またいろいろとお力添えをお願いします。

(天津市商務局 劉副局長)

11 番目の建議は、政府部門、例えば应急管理局、商務局、管理局、税務局など、による立
ち入り調査が、頻繁に行われておりまして、多くの場合そこで現場で問題がみつかった場
合は即罰金をするということがあり、建議としては、政策面の変化がもしあれば、または
政策関係の知識を、ぜひとも行政の方から企業に対して指導をお願いしたいというのがあ
りました。
また、天津市の应急管理局から、軽い事故に対しては処罰しないというリストをつくって
おり、そのリストのこと、または事故レベル別の管理指導方針についての説明をお願いし
たいという建議です。政策面の説明になると長くなると思いますので、まずは天津市応急
局の者から、簡単に簡潔に説明をお願いしたいと思います。

(天津市应急管理局)

皆さん、こんにちは。わが局は今回のラウンドテーブルを非常に重要視しています。今い
ただいたこのご建議事項に関して、3つの面からお答えさせていただきます。
まず具体的なやり方に関して、皆さんご存じのように、全国範囲で見ても安全精査い
わゆる保安精査に関するような違法、ルール違反の行為があれば、厳格な処罰が行われる
というのが大きなトレンドになっています。
例えば安全生産法という法律が2021年に3回目の法改正を行いました。従来の法律の中
では一部、処罰してもしなくてもいいような規定がありましたが、それらはいずれも一発
というふうに改正されています。しかも、罰則がかなり強化されました。
天津市の応急局としては、ひとつは法令にもとづいて厳格にその運用を行うものであり、
きちんと対処していくこと、それを前提にして、いわゆる包摂力のある、または慎重な公
務執行を心がけています。そして運用管理指導意見を出して、または相手側に納得するま
できちんとかみくだいて説明をしてあげるといったような取り組みをしています。

2024 年の 1 月から 11 月の間、市の应急管理局は合計で 11766 件の行政検査を行い、そのうち行政罰を下したのは 1363 件でございます。行政罰の処罰率は 11.58%です。

このようなデータからもわかりますように、我々が 10 社の立ち入り検査をしたとすれば、そのうち 1 社が処罰の対象になります。そしてその会社は、安全生産面のリスク、ないし危険性の大きい会社であります。それ以外の企業に関しては、行政指導をしているだけです。

2 番目は、具体的な取り組みの特徴であります。先ほど説明しましたように、私どもとしては、包摂力がありしかも慎重な公務に当たっております。例えばすでに、軽微な安全事項に関して、処罰をしないリストを公布し、または分級分類管理指導意見を出しています。

このような分級分類管理指導意見は、先ほど説明した、事故のレベルないしタイプに分けて管理をしていくためのものであります。

3 番目は、相手に納得させるような法分類をしております。具体的にいいますと、非強制的な法執行の指導意見を出しました。

3 番目は具体的な公文書に関する説明になります。皆さんの建議事項にありました、いわゆる処罰免除リスト、さらには分級分類管理意見に関して少し説明します。

具体的にいいますと、まず免除リストであります。それは例えば初めてルール違反をした、そして軽微なものである、さらには重大な結果につながっていない、しかもすぐに改善措置がとれたものに関して、5つのケースにおいて、このような処罰免除の対象になります。

例えば具体的なケースで申し上げますと、生産事業者が全員に対して、安全生産責任制の導入をしていない、またはそのような評価もしていない企業。

そして 2 番目は、法の規定にのっとって、安全評価報告書ないし安全精査に関する画像などを公表していない企業は、処罰免除リストの対象企業になります。3 番目は、規定に則って、応急対策の審査を行っていない企業。そして 4 番目は、事故の性質さらには影響範囲を周辺の事業者ないし関係者に告知していない企業。5 番目は、関連の安全精査の規定にのっとって、化学品の物理的対応に関する記録を作成していない企業。

そして同時にこのリストには、先ほど紹介しました 5つのケースに加えまして、もしもその他の法令等によって規定があり、または新たに規定された場合ですと、そのような法律に従わなければならないという規定をしています。

そして公文書、安全生産に関わる法執行の分級分類指導意見について 3 点話をさせていただきます。

まず 1 番目に、安全生産面の法執行の権限を市レベルと区レベルに分けること。そして関連の市や区の安全生産に関して当局はきちんとそれを守ること。1つの企業が1つの当局の法執行しか受けないようにすることです。

2 番目は应急管理局が、監督を行う企業を重点企業と一般企業に分類したこと。

3 番目は、それぞれの企業は、カテゴリー別に、良い企業、普通の企業と悪い企業、という 3 ランクに分けること。差別的で、かつピンポイントでの法執行を行うことになります。

以上が私どもからの回答になります。ありがとうございます。

(天津市商務局 劉副局長)

12 番目の建議です。大気汚染対策による緊急生産停止措置が今までとられていたんですけども、いまだに書面での通知ではなく監督ルートで、1 対 1 で連絡してくるのですけれども、企業にとって生産停止というのは損失につながりますので、大気状況に合わせて事前の通知、しかも書面での通知をお願いしたいと。また、この十分な対応する時間を残してほしいということでもあります。

天津市生態環境局にお願いしたいと思います。

(天津市生態環境局)

尊敬する日本の企業のみなさま、このラウンドテーブルに参加できますことを大変嬉しく思います。それでは皆様ご指摘のAQIによる生産操業停止に関してお答えをしたいと思います。

天津市の重度汚染により高効率に良く対応していくために、2023年天津市はこのような重度汚染の天気に対する応急対策案の見直しを行いました。

企業が関心を寄せている、このような警報の発令の時間、ないし発表の方法に関して、今回の改正で主に2つの内容が新たに設けられました。

まず1番目に、このような警報の発令時間を24時間から48時間に前倒しをしたことであります。もしも将来、重度汚染が発生しようというような予測が立った時点で、従来定められた24時間ではなく、48時間前に発令をすることができるようになりました。

もしくは地域の連携手段がありますので、それを活用するかたちで企業になるべく早く準備をしてもらうようにしております。やはり企業にしてみれば、それによって操業停止などを行わなければなりませんので、損失がもたらされます。このような時間を早めることによって、企業にとってはより、あらかじめ対処することができ、操業停止などによる損失を最大限抑えることができます。

2番目はこのような警報発令のやり方、方法を改善したことであります。具体的に言いますと、このような警報を発令するときには、1つはメール、1つはWeChat、3番目はショートメッセージで送られます。このような連絡を受ける対象としては、各区の政府、さらには市の各政府部門、そして各区にあるリエゾンの方々であります。

それにあわせて、Jinyun (津雲)、そして天津発表、さらには生態環境局のオフィシャルサイトを利用して、市民に情報を提供します。

今年の10月以降、天津市ではこのような警報が計4回発令されました。そのうちの3回は、先ほど紹介した区域応急連携の一環として行われたものであります。ただし、それだけに発令の時間ないし警報のレベルには不確実性があります。

我々の提案としては、特に秋冬の間に、天津市の企業は重点的に、生態環境局のオフィシャルサイトAQIに関する予報を注目していただきたいです。

それと同時に、天津発表、Jinyunなどのオフィシャルサイトもぜひご注目ください。そうすることによって、リアルタイムでAQIの変化が把握できます。そして何か警報等が発令されることをいち早くキャッチして、なるべく早く、自分の生産計画の見直しをし、それによって損失の軽減をはかっていただきたいです。以上です。

(天津市商務局 劉副局長)

13番目の建議です。在中国日本人の安全面を配慮していただきたい。在中国の経営への影響もありますし、また家族の安全も配慮していただきたい。新たな対応措置があれば教えていただきたいと思います。天津市出入国管理局の方をお願いしたいと思います。

(天津市出入国管理局)

みなさんこんにちは。私は天津市の公安局の傘下にあります、出入国管理局から来ております。先ほどの皆さんの建議に対して簡単にご説明させていただきます。

まず中国政府にしても、公安当局にしても社会の安全性を非常に重視しています。

これまでのところ、天津市の公安局は、さまざまな施策をとってリスクを制御し、いろいろな犯罪行為などに対して取り締まりを強化しております。

全力を尽くして、中国の国民、そして日本人を含めた在中国の海外の人々の、安全確保につとめております。

そして外国企業と海外の人々が天津において、安心して経営し、また暮らしていけるよう

に、努力しています。以上です。

(天津市商務局 劉副局長)

最後の建議です。天津空港の国際ターミナル内の照明が暗い、天津のイメージとしては少し寂しいような気がしてならないという話をいただいております。より明るくして、より清潔にさせていただいて、天津のイメージアップにつながるというような提言がありました。

(天津国際空港)

天津空港から参りました。皆さんのご建議はよくわかっております。いわゆる前触れをやめまして、直接、天津空港の第1ターミナルをどのように改装していくのかを紹介させていただきます。

天津空港に対して、日本側の非常に貴重なご提案をいただきましてありがとうございます。我々としても、一貫して旅客の満足度、さらには天津空港における体験を重視しています。照明の問題、さらにはターミナルの改造、そして今後の計画について説明させていただきます。

まず照明に関しては、天津空港としてターミナル内の各電球のパトロールを強化して、そしてスイッチオン、スイッチオフのタイミングを守り、ターミナル内の照明がきちんと行われたようにつとめてまいります。

もしも第1ターミナルに関して何か不具合があるのであれば、ぜひ日本航空の皆さんに、私どもに連絡いただければと思います。

第1ターミナルは、2008年に稼働開始をしました。これまでのところ、16年運用を続け、コロナ期間中は中国の数少ない入国が許可されるターミナルとして使われていました。施設の老朽化などが進んでいます。またターミナルとしてのハードウェアも改善していく必要があります。

ひとつ皆さんにグッドニュースを持ってきました。実はこの第1ターミナルの改装工事はおおむね完成してしまっていて、今週の木曜日にも検収をうけて、最終的に運用を開始することになります。この改造後の第1ターミナルが、間もなく使用開始になることもあわせて、航空会社の皆さんにこれから、この新しいターミナルへの移転をしていただきます。新しいターミナルが始動開始することによって、出入国の旅客の体験が必ず改善できると確信しています。これからも明るく、さらにきれいなターミナル環境を提供し、旅客のモビリティの満足度を向上させていきます。

そしてこの後に、現在改造が行われていない区域に関しても、改造を始めます。

以上です。ありがとうございました。

(天津市商務局 劉副局長)

以上、それぞれのご回答がありましたけれども、これとは別の提言なり建議がありましたらこの場でおっしゃってください。もしなければ、松宮会長よりお願いしたいと思います。

(天津日本人会 松宮会長)

改めまして、天津日本人会会長の松宮です。

まず、本意見交換会を主催いただいた劉局長に感謝を申し上げたいと思います。

ご参加いただいたラウンドテーブルのすべての関係当局の皆さま、日系企業の方々にも、心から感謝申し上げます。

さて、先月末に中国との交流に係る、短期ビザ免除が開始されました。この日中間の往来活性化に資する取り組みを、私ども含め、中国で事業展開するすべての日系企業が前向きにとらえていると思います。また今年は、三中全会が開催され、その後も複数の経済政策

・金融政策も発布され、将来に向けた経済発展に対する期待感も高まりつつあると認識しています。

一方、足元の中国市場は、消費動向が踊り場にあるため、激しい価格競争と共に、市場が求める製品の多様化やIT化が非常に速いスピードで進化するという、これまでの経験則だけでは語れない状況にあるということも認識すべきであると感じています。

そんななか、天津の日系企業がこれまで20年、あるいは30年、天津市の発展に貢献するべく、事業を継続してきたプライドに加え、この先も天津市の発展に貢献していきたいという使命感を抱き、新しいかたちの努力を続けています。

そして天津市政府の皆さまが、今日このように私たちの言及に対し、たいへん有意義な意見交換の機会を提供いただけること、私たちに伴走していただけることに改めて感謝を申し上げます。

天津日本人会として、このような良き関係がいつそう深く長く続くよう、JETRO北京さまとの協力のうえ、努力し続けることをお約束し、私のコメントを締めくくりたいと思います。本当にありがとうございました。

（天津市商務局 劉副局長）

松宮会長からのお話をありがとうございました。続きましては山本次長をお願いいたします。

（JETRO 北京 山本次長）

尊敬する天津市商務局の劉局長様、天津市の関係者の皆さま、本日の会議にご出席の皆さま、本日は年末のお忙しい時期にこのような意見交換会が開催できることに改めて感謝を申し上げます。

先ほど松宮会長からもお話がございましたけれども、この11月30日に4年8か月ぶりに、日本人に対する中国の訪問に対するビザの免除が再開されました。

今回の決定により、日中両国の経済交流に不可欠である人的往来の活発化に強く期待をしております。

本日開催されましたこの意見交換会は、2016年以降、毎年開催され今年で9回目となります。これまで多くの問題が解決されてきたことに、改めて感謝申し上げます。

本日も多くの建議が提出され、すべての建議が一朝一夕で解決されるわけではなく、複雑な問題が含まれていることを十分理解しておりますが、課題解決に向けて着実に前進し、本日参加している、また天津市に進出している日系企業が、さらに天津市の発展に貢献されることを期待しております。

本日はありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

（天津市商務局 劉副局長）

山本次長ありがとうございました。先ほど事前に集められました建議に対して、答えをさせていただきます。そこに天津市のインフラ整備と、出入国の条件の改善、金融、税収、人材、環境対策など、様々な分野に及んでいます。

企業関係者の皆さまは、ビジネスの分野ではトップリーダーでございまして、また広い視野を持たれている方々でございまして、そこで皆さんからいただきました提言あるいは建議などは、我々の仕事の改善にもつながっております。

今後とも、日本貿易振興機構または天津日本人会の皆さまとともに、手を組んで、よりよいサービスの提供、課題のクリアのために頑張ってまいりたいと思います。

全力で、在天津日系企業の皆さまの事業展開のための支援をさせていただきたいと思います。

以上